

第53号様式の7（第28条関係）

不動産取得税徴収猶予申請書																							
大分県 県税事務所長 殿		年 月 日																					
		住所 又は所在地																					
		電話 () ー																					
		フリガナ																					
		氏名 又は名称 ㊟																					
		法人番号 <table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"> </td> <td style="width: 20px; height: 20px;"> </td> <td style="width: 20px; height: 20px;"> </td> <td style="width: 20px; height: 20px;"> </td> <td style="width: 20px; height: 20px;"> </td> <td style="width: 20px; height: 20px;"> </td> <td style="width: 20px; height: 20px;"> </td> <td style="width: 20px; height: 20px;"> </td> <td style="width: 20px; height: 20px;"> </td> <td style="width: 20px; height: 20px;"> </td> <td style="width: 20px; height: 20px;"> </td> <td style="width: 20px; height: 20px;"> </td> <td style="width: 20px; height: 20px;"> </td> <td style="width: 20px; height: 20px;"> </td> <td style="width: 20px; height: 20px;"> </td> <td style="width: 20px; height: 20px;"> </td> <td style="width: 20px; height: 20px;"> </td> <td style="width: 20px; height: 20px;"> </td> <td style="width: 20px; height: 20px;"> </td> <td style="width: 20px; height: 20px;"> </td> </tr> </table>																					
下記のとおり申請します。																							
徴収猶予申請額	円																						
徴収猶予期間	年 月 日から 年 月 日まで																						
不動産の所在																							
不動産の概要	地番又は家屋番	地目又は家屋の種	地積又は家屋の延べ床面積																				
	号	類	m ²																				
住宅の用に供する土地を取得した場合	取得年月日	住宅の完成又は取得予定年月日																					
	年 月 日	年 月 日																					
譲渡担保財産を取得した場合	譲渡担保設定年月日	債権の消滅予定年月日	譲渡担保財産移転予定年月日																				
	年 月 日	年 月 日	年 月 日																				
	譲渡担保設定者の住所（所在地）及び氏名（名称）																						
その他の場合 〔徴収猶予申請の根拠となる条項を記入すること。〕 条例第 条 法附則第 条第 項	取得年月日	収用又は譲渡予定年月日																					
	年 月 日	年 月 日																					
備考																							

- 注1 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
- 2 地方税法（昭和25年法律第226号）又は大分県税条例（昭和25年大分県条例第45号）に規定する不動産取得税の減額若しくは納税義務の免除に該当する場合は、その事実を証明するに足る書類（公共事業用資産の買取等の申出証明書、譲渡担保契約書の写し、登記簿謄本、市町村長の証明書、譲渡予約契約書の写し、借用証書の写し、事業計画書の写し、売買予約契約書の写し、予算議決書の写し等）を添付すること。